

# 工事書類の簡素化の 試行について

国土交通省大臣官房技術調査課

土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、請負業者に対し提出を求めていた工事書類について、提出対象書類の見直し、様式統一および電子化等を行い、発注者の監督・検査および請負業者の業務の合理化を図るため、工事書類の簡素化の

試行を実施することとしました。

工事書類の簡素化の試行については、「工事書類の簡素化試行要領（案）」に基づき実施して参ります。

## 工事書類の簡素化試行要領（案）

### 第1 目的

土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、請負業者に対し提出を求めていた工事書類について、提出対象書類の見直し、様式統一及び電子化等を図るなど工事書類の簡素化により、発注者の監督・検査及び請負業者の業務の合理化を図ることを目的とする。

### 第2 実施内容

#### 1. 提出対象書類の見直し

各地方整備局等で発注する工事（営繕工事，港湾工事，空港工事を除く）で、別添「工事書類簡素化一覧表（案）」（以下、簡素化一覧表（案）という）に基づき実施するものとする。

#### 2. 工事打合簿等の電子化

各地方整備局等の一部の工事（各事務所1工事以上）を対象とし、工事打合簿（指示，協議，承諾は除く），材料確認簿，段階確認簿，確認・立会願い，夜間・休日作業届けについて，別添様式により電子メールにて提出を行うものとする。

その際，提出者及び提出日時を確認するため，発注者はメールの画面コピーを保存するものとする。

### 第3 適用工事

平成18年4月1日以降契約を行う工事（営繕工事，港湾工事，空港工事を除く）を対象とする。

第4 その他

本試行により，書類等の取扱い上，特段の問題が発生する恐れがある場合には，各地方整備局等企画部等検査担当者（工事検査官等）に速やかに報告するものとする。

以上

工事書類簡素化一覧表（案） 例

	提出書類	現状			受注者書類作成の必要性	発注者へ提出必要		受注者保管	
		提出書類	書類提示のみ	該当文書		監督職員へ提出	契約担当課へ提出（監督職員を経由して提出するものを含む）	監督職員へ提示（受注者は書類を作成するが，発注者へ提出する必要がなし。）	監督職員へ提出する必要がなし
工事着手前	施工計画書			共通仕様書1 1 1 4 1					
	施工体制台帳			共通仕様書1 1 1 10 1					
	施工体系図			共通仕様書1 1 1 10 2					
	工事測量成果表			共通仕様書1 1 1 37 1					
	品質証明員届			共通仕様書3 1 1 8 (5)					
	建退共掛金収納書			現説時指導事項 (H11 3 31付建設省厚契発第22号)					
	現場代理人届			工事請負契約書第10条 1項					
	請負代金内訳書			工事請負契約書第3条 1項					
	工事工程表			工事請負契約書第3条 1項					
	前払金請求書			工事請負契約書第34条 1項					
	発注図面			共通仕様書3 1 1 9 1 ①					
	特記仕様書			共通仕様書3 1 1 9 1 ②					
	工事数量総括表			根拠なし					
	工事カルテ			共通仕様書1 1 1 5					